

# 令和5年度 岐阜県中央家畜市場業務規程等の改定についてのご案内

## (令和5年4月1日施行)

2022/1/4

### 1 岐阜県中央家畜市場業務規程の改定について

#### (1) 改定を要する理由について

- ・令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応するセリシステム改造費用及び牛衡機更新費用の捻出のため
- ・令和4年度前期上場頭数が計画頭数を上回っている理由には、廃業による出荷増が含まれており、令和5年度以降の上場頭数減少が想定されるため

#### (2) 岐阜県中央家畜市場業務規程新旧対照表

改正後			現行																										
<b>(徴収料金の種類及び金額)</b> 第24条 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。			<b>(徴収料金の種類及び金額)</b> 第24条 徴収料金の種類及び金額は次のとおりとする。																										
(1) 入場料、売買手数料			(1) 入場料、売買手数料																										
<table border="1"><thead><tr><th>家畜別</th><th>料金</th><th>入場料 (販売申込者)</th><th>売買手数料 (購買者)</th></tr></thead><tbody><tr><td>成牛、馬 めん山羊</td><td></td><td>4,400円</td><td>4,400円</td></tr><tr><td>子牛</td><td></td><td>3,300円</td><td>3,300円</td></tr></tbody></table>	家畜別	料金	入場料 (販売申込者)	売買手数料 (購買者)	成牛、馬 めん山羊		4,400円	4,400円	子牛		3,300円	3,300円			<table border="1"><thead><tr><th>家畜別</th><th>料金</th><th>入場料 (販売申込者)</th><th>売買手数料 (購買者)</th></tr></thead><tbody><tr><td>成牛、馬 めん山羊</td><td></td><td>3,500円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>子牛</td><td></td><td>3,300円</td><td>3,300円</td></tr></tbody></table>	家畜別	料金	入場料 (販売申込者)	売買手数料 (購買者)	成牛、馬 めん山羊		3,500円	3,500円	子牛		3,300円	3,300円		
家畜別	料金	入場料 (販売申込者)	売買手数料 (購買者)																										
成牛、馬 めん山羊		4,400円	4,400円																										
子牛		3,300円	3,300円																										
家畜別	料金	入場料 (販売申込者)	売買手数料 (購買者)																										
成牛、馬 めん山羊		3,500円	3,500円																										
子牛		3,300円	3,300円																										
豚については、別途理事長が定めるものとする。			豚については、別途理事長が定めるものとする。																										
(2) 再せり売手数料 ア 初せりに売買成立せず再せりに附する手数料は徴収しない。 イ 売買成立した家畜で、買主が再せりに附し、売買成立した場合は、所定の手数料を徴収する。			(2) 再せり売手数料 ア 初せりに売買成立せず再せりに附する手数料は徴収しない。 イ 売買成立した家畜で、買主が再せりに附し、売買成立した場合は、所定の手数料を徴収する。																										
(3) 証明書の交付手数料 1枚当たり 330円			(3) 証明書の交付手数料 1枚当たり 300円																										
(4) 診断書及び検案書 1件当たり 1,650円			(4) 診断書及び検案書 1件当たり 1,500円																										
また、記載のない手数料については、別途理事長が定めるものとする。			また、記載のない手数料については、別途理事長が定めるものとする。																										
附則			附則																										
1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。			1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。																										

### 2 岐阜県中央家畜市場取引細則及び取締細則の改定について

#### (1) 改定を要する理由について

- ・購買者による屠体処理経費増のため

#### (2) 岐阜県中央家畜市場取引細則及び取締細則新旧対照表

改正後	現行
7 成牛(白札)が、屠畜検査において全廃棄処分となった場合の責任は、販売者が全額(販売価格相当額)を弁済するものとし、屠体の処理経費として33,000円を加算する。その他、特別な場合(死亡事故、全面ズル等)に限り、当事者及び市場運営委員が入り、協議するものとする。	7 成牛(白札)が、屠畜検査において全廃棄処分となった場合の責任は、販売者が全額(販売価格相当額)を弁済するものとし、屠体の処理経費として3万円を加算する。その他、特別な場合(死亡事故、全面ズル等)に限り、当事者及び市場運営委員が入り、協議するものとする。
2 この細則は、令和5年4月1日から施行する。(Iの7の屠体の処理経費の改定)	2 この細則は、平成24年5月6日から施行する。(Iの7の屠体の処理経費の改定)